

【都税について】

☆8月は個人事業税第1期の納期です

8月31日(火)までにお納めください。納付される際は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、非対面式のキャッシュレス納税(スマートフォン決済アプリによる納付、クレジットカード納付など)のご活用をお願いします。また、省エネ設備の取得に係る減免の申請も受付けております。

なお、所得税および個人事業税の申告期限が延長された影響などにより、納税通知書の発送が9月以降となる場合があります。その場合には、納税通知書に記載された納期限までにお納めください。また、同感染症の影響により納税が困難な場合は、申請により1年間納税を猶予する制度があります。詳細は、ホームページまたは八王子都税事務所

へお問い合わせください。
☆災害などにより甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

災害などにより甚大な被害を受けた方に対して、一度課税された税金のうち、納期限前のもので、被災の程度などによって減免(軽減または免除)する制度があります。(納税を猶予する制度もあります)

対象は、不動産取得税、個人事業税などです。原則として、納期限(不動産取得税を除く)までに、納税者(ご本人からの申請が必要です。被災の事実を証明する書類を添えて、都税事務所へ申請してください)。

※問い合わせは、八王子都税事務所
☎042(644)1111

【東京しごとセンター多摩】

地域就職面接会、採用説明会など様々な就業支

援セミナーを実施しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。(QRコード参照)

※問い合わせは、観光産業課 ☎83-2295



関係機関お知らせ

ご寄付ありがとうございます
ございました

葬祭費の一部を福祉のために

2万円 小峰 勉様 (海 沢)

ご尊父(大野文夫様)のご遺言により、財政運営資金の一端として

20万円 塚田 彩枝様 (足立区)

「ふるさと納税」

財政運営資金の一端(一般寄付)として

3万円 お茶とのり 齋藤園様 (青梅市)

1万円 矢部たつこ様 (世田谷区)

1万円 矢部たつこ様 (世田谷区)

西秋川衛生組合旧し尿処理施設跡地をプロポーザル方式で売却します

〔物件〕

所在地	地目	地積	用途地域	最低売却価格
あきる野市小川東一丁目1番7	宅地	14,706.26㎡	準工業地域	857,000千円

〔募集要領の配布期間〕 8月2日(月)~9月30日(木) 土曜日、日曜日および祝日を除く
*西秋川衛生組合のホームページからもダウンロードできます。
(<http://www.nishiakigawa.or.jp/>)

〔申込書の提出期間〕 9月1日(水)~10月8日(金) 土曜日、日曜日および祝日を除く
午前9時~午後5時(正午~午後1時を除く)

〔募集要領配布および申込書提出場所〕 西秋川衛生組合高尾清掃センター熱回収施設事務所(3階)
(あきる野市高尾521)

〔その他〕 詳しくは、参加募集要領をご覧ください。

※問い合わせは、西秋川衛生組合 ☎042-596-4418